

5 保委第 2 号 小出地域保育園・小中学校送迎バス運行管理業務委託 仕様書

(運行管理業務)

第 1 条 魚沼市(以下「発注者」という)は、以下に掲げる運行管理業務(以下「業務」という)を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(1) 業務名 小出地域保育園・小中学校送迎バス運行管理業務委託

(2) 業務の範囲

- ① 管理車両の運行計画立案
- ② 管理車両の日常点検整備
- ③ 管理車両の運転及びこれに付帯する業務(園児送迎路線の添乗員の乗車も含む)
- ④ 管理車両運行時の事故処理全般
- ⑤ その他前各号に付帯する事項

(3) 管理車両(無償貸与)

発注者の所有する 平成 29 年 三菱ふそう ローザ 4WD 長岡 200 さ 2303
(別添車検証のとおり)

※燃料消費率: 9.5km/ℓ(重量車モード燃費値) 軽油

ただし、この車両が点検その他の事由により使用できないときは、別に指定する車両(以下「代替車両」という。)をもって運行する。

(4) 最大乗車数 定員 29 名

(5) 定期運行路線 (運行路線図のとおり)

保育園: ひがし保育園、伊米ヶ崎保育園

学校: 小出中学校、伊米ヶ崎小学校

1 日当たりの運行: 夏期 83km 冬期 116km (状況により運行距離を短縮する場合がある。)

※夏期: 4 月~10 月(142 日) 冬期 11 月~3 月(93 日)

想定総運行日数 : 235 日

想定総運行距離 : 約 22,574km

※走行距離算定の起点は、魚沼市役所堀之内庁舎とする。

(6) 園外保育等運行管理業務(定期運行以外)

① おおむね往復 20km (運行時間の目安 片道 15 分程度) 20 回まで

② おおむね往復 40km (運行時間の目安 片道 40 分程度) 7 回まで

③ おおむね往復 80 km (運行時間の目安 片道 60 分程度) 1 回まで

※園外保育等運行は、伊米ヶ崎保育園、ひがし保育園以外の保育園で利用する場合がある。

※走行距離の起点は、伊米ヶ崎保育園とする。

(委託期間)

第 2 条 業務の委託期間は令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(運行日等)

第 3 条 業務の委託は前条に定める期間内で発注者が指定する日とする。

2 委託期間の送迎運行は、土曜日、日曜日、国民の祝日、振替休日及び保育園休園日、学校休校

日や長期休暇期間を除いた 235 日の登園、登校日とする。ただし、保育園の年度当初慣らし保育で 3 日間降園の 1 運行が増える。長期休暇期間中は、小中学校児童生徒の送迎運行は行わない。保育園、学校行事等により運行時間等に変更が生じる場合は受注者に通知するものとする。

3 1 日の送迎運行の目安は、特別な場合を除き往路 1 便、復路 1 便とし、運行時間及び運行経路は別紙に定めるものとする。

(委託料の支払い)

第 4 条 月払いとし、契約金額を 12 月で除した額を 1 月分として、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受領してから 30 日以内に支払う。端数が生じた場合は最後の月に加算する。

受注者は業務の成果が毎月の例月検査に合格した時は、請求書、運行日報、運行記録総括表を添えて翌月 10 日までに発注者へ提出するものとする。

(運行管理業務者)

第 5 条 運行管理業務者は、次のとおり管理業務を実施するものとする。

- (1) 運行管理業務者は、この管理業務を行うための車両管理責任者、車両運転者及び添乗員を定め、運行管理者資格者証及び自動車運転免許証の写しを添えてその名簿を発注者に提出するものとする。
- (2) 運行管理業務者は、管理車両の清潔を保ち、簡易な修理・調整整備等を行い、常に管理車両の点検整備に努めなければならない。
- (3) 運行管理業務者は、本仕様書に基づき業務従事者を指揮命令し、運行管理業務を遂行させるものとする。
- (4) 運行管理業務者は、業務従事者に管理車両の運行開始前に始業点検を行わせるものとする。
- (5) 運行管理業務者は、発注者の所有する車両及び付属設備について、使用に支障をきたさないよう適切に管理するものとする。

(事故防止対策)

第 6 条 運行管理業務者は、本業務の実施にあたり、安全運行に努めるとともに次に掲げる事故防止対策を実施するものとする。

- (1) 事故防止対策等に関する書類を発注者に提出すること。
- (2) 発注者が開催する事故防止連絡調整会議に出席すること。
- (3) 発注者が行う事故防止対策の実施状況調査に対応すること。

(車両管理責任者)

第 7 条 車両管理責任者は、道路運送法第 23 条の 2 に規定する運行管理者資格者証を保有する者とし、道路運送法及び道路運送法施行規則等関係法令を遵守し、受託業務の一切の運行を管理する責任者とする。

(車両運転者)

第 8 条 車両運転者は、大型 1 種及び普通 2 種以上の自動車運転免許証を所持している者とし、業務内容は次のとおりとする。

- (1) 車両運転者は、車両管理責任者の指示により、管理車両の管理及び運転業務を行う。
- (2) 車両運転者は、管理車両をこの仕様書に定める業務以外に使用し、または使用させてはな

らない。

- (3) 車両運転者は、車両の管理、運転について、善良なる管理者の注意をもって、安全面に十分配慮し、行わなければならない。
- (4) 車両運転者は、管理車両の運行に際し、アイドリングストップ等の環境に配慮した運転方法を徹底しなければならない。
- (5) 車両運転者は、業務が終了した時は直ちに発注者の指示する車両の保管場所に車両を格納し、施錠をしなければならない。

(添乗員)

第9条 定期路線運転車両における保育園児が乗車する区間について、1名の添乗員を乗車させることとし、業務内容は次のとおりとする。

- (1) 車両管理責任者の指示により、添乗業務を行う。
- (2) 園児の乗降中の補助・安全確認をする。
- (3) 車内での児童の安全の確保。

(経費の負担)

第10条 経費の負担は次のとおりとする。

- (1) 自動車保険への加入 受注者は、管理車両に、対人賠償保険（乗客含む）無制限、対物賠償保険無制限、人身障害（加入できる限度額）、車両保険（時価評価額（加入できる限度額））の自動車任意保険に加入し、その保険料を負担する。
- (2) 燃料油脂類 管理車両又は代替車両の燃料及び油脂類は受注者が負担する。
- (3) 定期点検 管理車両の定期点検は受注者が実施し、その経費（点検手数料、回送料、交換消耗品費等）は受注者が負担する。
- (4) 修繕料 業務の遂行に関し、受注者の責により車両等の修繕が必要となった場合は、その経費は受注者が負担する。それ以外の修繕料（磨耗、経年劣化等による部品交換を含む）については、発注者の負担とする。
- (5) 車両保管場所 車両保管場所は、発注者が手配するものとする。ただし、受注者が発注者の許可を得て保管場所を確保することを妨げない。
- (6) 備品類 タイヤ、タイヤチェーン、三角停止表示板等の備品類については、発注者が負担するものとする。
- (7) 代替車両手配 代替車両を手配すべき事由が受注者の責による場合は受注者が費用を負担することとし、それ以外の場合は発注者が費用を負担するものとする。
- (8) その他 清掃用具、ティッシュボックス、簡単な救急用品、消毒薬、その他簡単な消耗品などは受注者が負担する。

(注意及び報告)

第11条 管理車両の運行に伴う注意及び報告事項は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、発注者との契約に基づく場合及び非常事態が発生した場合以外は、管理車両を運行してはならない。
- (2) 受注者は、管理車両が故障した場合又は救援を必要とする場合は、速やかにその旨を関係機関及び発注者に連絡し、的確に業務を処理しなければならない。

- (3) 受注者は、運転業務において、万一事故が発生した場合は、直ちにその旨を発注者及び関係機関に連絡し、速やかに事故処理を行う。併せて事故報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、車両又は車両設備を亡失し毀損した場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けるものとし、併せて事故報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、車両の故障その他の事由により運行に遅延が生じた場合は、直ちに発注者に当該遅延の理由及び時間を報告しなければならない。
- (6) 受注者は、車両管理責任者及び車両運転者に変更があったときは、直ちに変更後の名簿を発注者に提出しなければならない。
- (7) 車両運転者は、管理車両又は代替車両の管理及び運行状況について、別に定める運行日誌により運行記録総括表を作成しなければならない。
- (8) 受注者は、定期点検整備を行った後、その記録簿の車両に備え付けておくとともに、その写しを発注者に提出して報告するものとする。
- (9) 受注者は、車両等の修繕を行う場合、あらかじめ修繕の内容及び金額の記載された見積書等を提示して発注者の指示を受けること。また、修繕を行った場合、その修繕内容及び金額の記載された領収証の写しを発注者に提出しなければならない。
- (10) 受注者は、自動車任意保険の契約又は契約更新の手続きをしたとき、速やかにその加入保険証書の写しを発注者に提出しなければならない。

(損害の負担)

第12条 業務の遂行に関し、運行管理業務者の責に帰する事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責めを負うほか、受注者の責任において一切の解決をしなければならない。

2 業務の遂行に関し、発注者の責に帰することができない事由により、発注者又は受注者の管理者等が被った損害は受注者が負担するものとし、発注者は一切の責任を負わない。

(運行計画の変更)

第13条 発注者が予め提示した運行計画について、運行管理業務者において運行計画が不相当と認める場合及び発注者が運行計画を変更しようとする場合は、発注者と受注者で協議の上、当該計画の変更を行うことができる。

(その他)

第14条 この業務委託仕様書に定めのない疑義が生じた場合は発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。

2 この仕様書による年間運行回数が5日以上増減した場合は、契約変更の対象とする。

3 入札書に記載する金額は、本仕様書に記載する委託業務に要する額（1年間の総額とし、消費税等を含めないこと。）とする。

5保委第2号 小出地域保育園・小中学生送迎バス運行管理業務委託 時刻表
(4月～10月)

○登校・登園便

バス停	時刻	時間	距離(km)	ひがし(保)	伊米ヶ崎(保)	伊米ヶ崎(小)	小出(中)
(堀之内庁舎)	7:30						
		0:20	12.0				
岡新田集落センター	7:50	0:05	2.7			児童乗車	
伊米ヶ崎小学校(公民館)着	7:55	0:14	0.0			児童下車	
伊米ヶ崎小学校(公民館)発	8:09			(添乗員乗車)	(添乗員乗車)		
		0:06	3.5				
干溝第3体育館前	8:15	0:05	2.5	園児乗車			
ひがし保育園	8:20			園児下車			
(小出郷文化会館)	(待機)	0:18	4.0				
板木集落センター	8:38	0:05	1.3		園児乗車		
原虫野集落センター	8:43	0:08	4.5		園児乗車		
岡新田集落センター	8:51	0:05	2.8		園児乗車		
伊米ヶ崎保育園着	8:56			(添乗員下車)	園児乗車		
		0:15	9.6		(添乗員下車)		
(堀之内庁舎)	9:11						
小計		1:41	42.9				

○下校・降園便

バス停	時刻	時間	距離(km)	ひがし(保)	伊米ヶ崎(保)	伊米ヶ崎(小)	小出(中)
(堀之内庁舎)	14:35						
		0:20	9.6				
伊米ヶ崎小学校(公民館)発	14:55	0:06	2.8			児童乗車	
岡新田集落センター	15:01					児童下車	
(小出武道館)	(待機)	0:29	6.9	(添乗員乗車)	(添乗員乗車)		
ひがし保育園発	15:30			園児乗車			
		0:05	2.5				
干溝第3体育館	15:35	0:15	3.0	園児下車			
伊米ヶ崎小学校(公民館)発	15:50	0:10	0.3			児童乗車	
伊米ヶ崎保育園発	16:00	0:06	2.8		園児乗車	↓	
岡新田集落センター	16:06	0:08	2.6		園児下車	児童下車	
原虫野集落センター	16:14	0:05	1.3		園児下車		
板木集落センター	16:19				園児下車		
(小出武道館)	↓	0:17	7.9	(添乗員下車)	(添乗員下車)		
(堀之内庁舎)	16:36						
小計		2:01	39.7				
合計		3:42	82.6				4月～10月

5保委第2号 小出地域保育園・小中学生送迎バス運行管理業務委託 時刻表
(11月～3月)

○登校・登園便

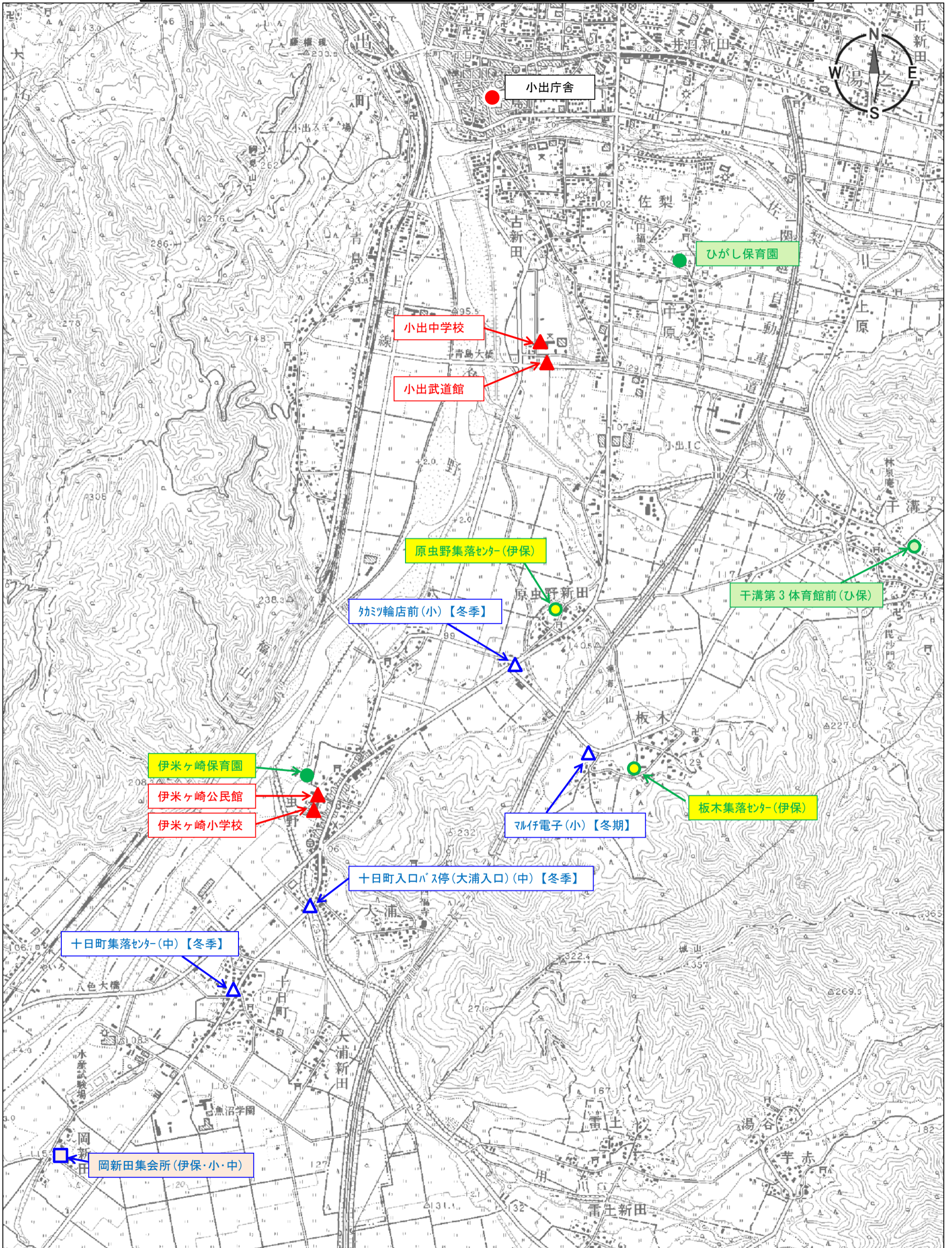
バス停	時刻	時間	距離(km)	ひがし(保)	伊米ヶ崎(保)	伊米ヶ崎(小)	小出(中)
(堀之内庁舎)	7:25						
板木・マルイチ電子	7:39	0:14	9.0			児童乗車	
板木・タカミツ輪店前	7:41	0:02	0.6			児童乗車	
伊米ヶ崎小学校(公民館)着	7:45	0:04	1.2			児童下車	
十日町集落センター	7:49	0:04	1.2				生徒乗車
岡新田集落センター	7:54	0:05	1.5			児童乗車	生徒乗車
十日町入口バス停(大浦入口)	8:00	0:06	2.1			↓	生徒乗車
伊米ヶ崎小学校(公民館)着	8:03	0:03	0.6			児童下車	↓
小出中学校正門前着	8:09	0:06	3.2	(添乗員乗車)	(添乗員乗車)		生徒下車
干溝第3体育館前	8:15	0:06	2.3	園児乗車			
ひがし保育園	8:22	0:07	2.5	園児下車			
(小出郷文化会館)	(待機)	0:16	3.8				
板木集落センター	8:38	0:05	1.3		園児乗車		
原虫野集落センター	8:43	0:06	2.5		園児乗車		
十日町集落センター	8:49	0:06	2.6		園児乗車		
岡新田集落センター	8:55	0:06	2.6		園児乗車		
伊米ヶ崎保育園着	9:00	0:05	2.8	(添乗員下車)	園児下車		
(堀之内庁舎)	9:15	0:15	9.6		(添乗員下車)		
小計		1:50	46.8				

5保委第2号 小出地域保育園・小中学生送迎バス運行管理業務委託 時刻表
(11月～3月)

○下校・降園便

バス停	時刻	時間	距離(km)	ひがし(保)	伊米ヶ崎(保)	伊米ヶ崎(小)	小出(中)
(堀之内庁舎)	14:30						
伊米ヶ崎小学校(公民館)発	14:50	0:20	9.6				
岡新田集落センター	14:56	0:06	2.8			児童乗車	
原虫野・タカミツ輪店	15:03	0:07	3.6			児童下車	
板木・マルイチ電子	15:06	0:03	0.6			児童下車	
(小出武道館)	(待機)	0:19	3.9	(添乗員乗車)	(添乗員乗車)		
ひがし保育園発	15:25			園児乗車			
干溝第3体育館	15:30	0:05	2.5	園児下車			
小出中学校発	15:40	0:10	2.3				生徒乗車
伊米ヶ崎小学校(公民館)発	15:50	0:10	3.1				
伊米ヶ崎保育園発	15:55	0:05	0.3			児童乗車	↓
十日町集落センター	15:59	0:04	1.2		園児乗車	↓	↓
岡新田集落センター	16:04	0:05	1.5		↓	↓	生徒下車
十日町入口バス停(大浦入口)	16:08	0:04	2.1		↓	児童下車	生徒下車
原虫野集落センター	16:11	0:03	0.6		↓	児童下車	生徒下車
原虫野・タカミツ輪店	16:14	0:03	0.9		園児下車	↓	
板木・マルイチ電子	16:16	0:02	0.6		↓	児童下車	
板木集落センター	16:17	0:01	0.3		↓	児童下車	
(小出武道館)	(待機)	0:23	2.9	(添乗員下車)	(添乗員下車)		
小出中学校発	16:40						生徒乗車
伊米ヶ崎小学校(公民館)発	16:48	0:08	3.1				
十日町集落センター	16:52	0:04	1.2			児童乗車	↓
岡新田集落センター	16:57	0:05	1.5			↓	生徒下車
十日町入口バス停(大浦入口)	17:03	0:06	2.1			↓	生徒下車
原虫野・タカミツ輪店	17:06	0:03	1.5			児童下車	
板木・マルイチ電子	17:08	0:02	0.6			児童下車	
小出中学校発	17:40	0:32	2.6				
十日町集落センター	11月_18:10 17:47	0:07	3.5				生徒乗車
岡新田集落センター	11月_18:15 17:52	0:05	1.5				生徒下車
十日町入口バス停(大浦入口)	11月_18:17 17:58	0:06	2.1				生徒下車
(堀之内庁舎)	11月_18:20 18:15	0:17	10.2				生徒下車
	11月_18:30						
小計		3:45	68.7				
合計		5:35	115.5	11月～3月			

5 保委第 2 号 小出地域保育園・小中学校送迎バス運行管理業務委託 バス停位置図



番号 00591 A

令和 4年 9月 2日

新潟運輸支局長



自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状				
長岡 200 さ 2303 車		平成 29年 9月 1日	平成 29年 9月	普通	乗合	自家用	キャブオーバ [012]				
三菱 車台番号		[318]		乗車定員 29人	最大積載量	車両重量	車両総重量				
BG640G-210354 型式		原動機の型式		長さ 699cm	幅 201cm	高さ 267cm	前軸重 1910kg	後軸重	前後軸重	後軸重	2190kg
TPG-BG640G		4P10		総排気量又は定格出力 2.99 kW	燃料の種類 軽油		型式指定番号 類別区分番号				
所有者の氏名又は名称	魚沼市										
所有者の住所	新潟県魚沼市小出島910 [15524-0017]										
使用者の氏名又は名称	***										
使用者の住所	***										
使用の本拠の位置	新潟県魚沼市堀之内130 [15524-0892]										
有効期間の満了する日	令和 5年 8月 31日		年 月 日								
備考	[長岡], 継続検査, [OSS] 自動車重量税額 ¥15,000 本則税率適用 [29年度税制] 平成29年9月1日 新規登録 50%減税措置済み 平成27年度燃費基準5%向上達成車 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 83,400km (令和4年9月1日) [旧走行距離計表示値] 65,700km (令和3年8月11日) 平成13年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 9.8dB [受検種別] 指定整備車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり					[受検形態] 指定整備工場 [整備工場コード] 31-05017 [その他検査事項] (1) 全輪駆動 以下余白					

裏面もご覧下さい。

